

## 次期行財政改革計画(素案)についてのパブリックコメント

### 注 釈

提出いただいた意見は趣旨を変えない範囲内で、簡略化または文言等の調整をしているものがあります。

一人の御意見で複数項目ある場合は、項目毎の回答としています。

御意見項目は、概ね計画素案の体系に沿った順番としています。

( p ) は、計画素案の関連ページを示します。

### 計画素案の内容等に対する意見

No.	意見項目	市の考え方
1	これまでの取組みの状況、結果(成果)を数値的なものも含めて記入すればどうか。 図式化できるものは、図式化すればどうか。 用語の解説を入れる考えはないか。	取組みの成果等は、できる限り数値で示す考えです。(p 5 ほか) 「わかりやすい情報提供」の工夫をします。計画原案では文章ばかりではなく、他都市との比較も取り入れ、図式化などに努めます。(p 6 ほか) 難しい行政用語やカタカナ語には、解説を付けるようにします。
2	行財政改革計画の目的の中に抽象的な「目指すべき都市像」などと表現せず、「新高松市総合計画の実現と市民サービスの向上を図る」と明言した方がいいと思います。	計画内容の表現は、幅広く市民に正しく、また、容易に理解されるように留意します。
3	市民への質の高い公共サービスの提供を、市のミッションとして、より全面に打ち出していくべきである。 行財政改革はとかく事業の廃止縮小といった側面が強調され、現場として意気が上がらない。しかし、行財政改革、政策評価とは本来、過去の経験を踏まえて新たな創意工夫に基づき業務を改革していく前向きなプロセスのはずである。したがって、計画の中でこうしたメッセージを明確にすべきと考える。	時代とともに変化する市民ニーズや、その時々行政課題に適切に対応し、より良質で効果的なサービスを提供することは、行政の使命です。この使命を的確かつ安定的に果たしていくため、行財政の改革が必要と考えています。(p 8 ~ p 9 ほか) 行財政改革では、単なる事業の削減・縮小の取組とは考えていません。業務の見直しによる効率の向上やサービスの品質を向上させることも重要な目的です。計画内容の表現は、市民や職員に正しく理解されるよう留意します。
4	各部局において、仕事のやり方の改革に戦略的に取組むうえで、ニュー・パブリック・マネジメント推進による民間活力導入や、市民参加・協働の推進といったテーマについては、定量的、意欲的な目標値を設けることが望ましい。 財政再建と質の高い公共サービスを両立させるうえで、民間(市民、企業等)とのコラボレーションは不可欠であるが、従来の仕事のやり方を一新するこうした発想は、なかなか現場から生まれにくい。民間活力導入は手段であって、それ自体が目的ではないことは確かだが、庁内における意欲的な検討を促すうえで、数値目標を設定するのは一案と考える。	各部局の課題と責任を明確にするため、部局進行管理体制を導入し、部局ごとに実施項目や効果額目標を明らかにします。また、これにより、健全な比較競争を促し、職員意識への働きかけるとともに、改善・改革を活性化させる考えです。(p 10, p 21 ほか)
5	次期計画の策定方針の中で、計画内容を戦略化・重点化するとともに主要項目については原則として数値目標を設定するとあるが、民間企業でもそうであるが、個々の施策目標が具体的に数値目標化されているかどうか重要であり、次にビジョンや政策目標が組織全体に浸透し、共有されているかどうかにかかってくると思われる。	全体に係る戦略的目標(財源不足解消)のほか、個別的目标を定めます。個別的目标は、効果額等の定量的目標のほか、定性的な目標により定めます。(p 10) 計画全体に係る、わかりやすい数値目標(戦略的目標)を設定することで、組織全体へ浸透を図ります。この戦略的目標は部局ごとに割当てます。併せて、部局ごとに進行管理する体制を導入し、健全な比較競争を促すとともに、庁内における改善・改革を活性化させる考えです。(p 6 ほか)
6	戦略的目標として財政健全化を掲げているのは評価できる。ただし、目標効果額を計画期間内の財源不足見込額としていることについては疑問の余地がある。 財政健全化するための一番効果の挙がる方法は新規事業をしないことであり、新規事業(特に、土木建設工事)を止めれば、財源不足の解消は比較的簡単であると言える。	財政健全化の取組として、財源不足の解消に着目することが、市民、職員ともに一番わかりやすいと考えています。厳密には調整事項はありますものの、財源不足額の解消に対する、一定額の全体目標(戦略的目標)を設定し、それを各部局に割当てることで、部局ごとの目標値を明確にできること、共通認識を持てること等の有益性を採用するものです。 これまでも土木建設事業については、大幅な抑制や計画の見直しを実施しています。また、新規事業の停止は、財政収支の改善に寄与しますが、新たな行政ニーズに対する対応も必要です。新規事業の採択に当たっては、これまで以上にスクラップアンドビルドを徹底し、実行しなければならないと考えています。
7	戦略的目標(財政健全化)の財政指標である経常収支比率について、平成21年度までに85.0%に引き下げるとした理由を具体的に説明いただきたい。	経常収支比率は財政の弾力性を測る指標です。毎年度必要な義務的に経常的な収入が使用されている割合を示します。この指標が高いほど財政は硬直化しており、低いほど新たな事業を実施する余裕があります。 本市の平成17年度決算の経常収支比率は88.9%です。一般に75%程度が妥当とされていますので、市の財政は硬直化が進んでいます。 経常収支比率を75%程度とするためには、毎年度必要な経常的な経費について、おおまかな計算で130億円規模の経費(一般財源)を節減するか、税金等を増やすことが必要です。次期計画の3ヵ年でこの水準を実現しようとするれば、事務遂行に影響が出てくると予想されます。そこで、現時点では、中核市平均以下の85.0%を目標に掲げていますが、さらに精査します。(p 10) なお、経常収支比率を85%とするためには、約40億円規模の経費節減(一般財源)を目指すこととなります。
8	建設市債の「最適」をどう考えているのか。10%以下が良いのか、5%以下が良いのか。	建設事業費に充当する市債は、施設等を使用する将来の市民にも負担を求める側面もあります。 そのため、数字的には何%が良いと言ったことは一概に申しあげられませんが、将来に過重な財政負担をかけないことが最適であると考えます。(p 12)
9	主要施設および第3セクター分を含め、新しい会計法で、各々の施設のバランスシートを作成・公表して是正する。	計画素案の「資産・債務の改革」のうち、「公会計の整備」では、国が新たに示す作成基準に準拠し、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書などを標準形とする、複式簿記の考え方を取り入れた公会計を計画的に整備する予定です。(p 12) なお、現行の公表基準に基づき、市会計に係るバランスシートや行政コスト計算書を作成し、公表しています。また、市の主要施設については、採算性を見直し、利用率の向上等を図る契機とするため、本年度より原価償却費等も含めた維持管理コストの公表をしています。 市の出資団体の経営状況等の公表については、計画素案の「2 情報提供の取組」のうち「外郭団体の組織・運営状況」で、これまで以上に取組むこととしています。(p 18)
10	P 12 の(3)滞納対策で、市職員が積極的に取り組む姿勢を書くのもいいですが、各町毎にどれだけの滞納世帯や人間がいて、どれだけの額が滞納になっているのかをこの計画書やHP・市報等で公開する。この数値を示すだけで、市民の自己啓発につながるのではないか。	市税の滞納対策に取り組めます。(p 12) 「情報提供の取組」のうち、「財政状況」では、滞納状況の公表を検討しています。(p 18) 市税の滞納状況の公表については、その可否等を検討します。

11	<p>市民サービスの向上と業務の改善 1(2)業務の改善を重点的に進めてほしい。</p> <p>特に、事業の投資効果について必ず事前評価し、実施の有無を決定し、実施中の事業についても常に事業の効率性必要性について評価し、事業の継続、中止、縮小等を適確に決定し、公表してほしい。</p>	<p>「業務の総点検」を積極的に進めます。(p12)</p> <p>平成12年度より事務事業評価制度を導入しています。これまで約1,100事業を対象に実施し、約120事業を廃止・縮小等の評価とした結果、約15億円の経費節減につなげています。これまでの取組からも、事業の投資効果をあらかじめ見込む事前評価が、特に重要であると考えています。</p> <p>毎年度の事務事業評価の結果は、年度末頃にホームページ等で公表するとともに、その概要は年度始めの広報に掲載しています。</p> <p>次期計画でも、引き続き「情報提供の取組」を積極的に進めます。(p18)</p>
12	<p>定員純減の数値目標もさることながら、総人件費の削減の数値目標を設けることが重要。</p>	<p>少子高齢化など新たな行政課題に対応するため、総人件費の抑制を含めた財政の健全化に取り組む考えです。</p> <p>職員数の適正化は、総人件費の抑制に連動します。減員数とその効果額を明らかにします。(p10ほか)</p>
13	<p>職員数適正化の目標を国と同じ5.7%としているが、市の厳しい財政状況を踏まえると更に踏み込むべきではないだろうか。</p>	<p>職員数の適正化については、引き続き内部検討を進めています。その結果を踏まえて数値目標を最終的に固めます。(p15)</p>
14	<p>組織人事の改革について</p> <p>職員数の適正化は、表面的な数値としてしかその効果はなく、退職と任用を調整した自然減であり、職員の給与支出はさほど変化はない。それよりも、新規採用を控えることにより組織の活性化がなくなることや、それに伴う逆三角形型の組織体系、地域の若者に対する雇用が減少することのほうの問題である。多くの組織の現在の給与体系は特に若手職員が、職務に対して、将来への希望を持っていないものである。</p> <p>また、現在のピラミッド型の組織ではなく、多様な昇任体系の構築を進め、職員が意欲を持って働ける体制をつくる必要がある。</p> <p>行政は地域の長期的な発展を考えてプランを実行できる唯一の機関である。組織人事改革の基に組織としての機能が消失する事を懸念する。</p>	<p>職員数の適正化の重要な効果として、総人件費の抑制を図ります。</p> <p>職員数の適正化の推進に当たっては、今後の職員の年齢構成にも留意し、将来的に弊害が生じないよう努めます。</p> <p>行政組織においても、顧客主義・現場主義の考え方の良いところは、大いに取り入れていく考えです。(p9)</p> <p>能力・実績主義に基づく人事管理制度の導入は、国や地方公共団体の共通課題であるものと考えます。職員の意欲向上は組織運営の要諦であり、意識改革とともに、積極的に取り組みます。</p> <p>また、組織の見直しにおいては、行政本来の使命である地域行政に対する政策機能の強化に取り組めます。(p16)</p>
15	<p>組織機構の改革にあたっては、これまでのピラミッド型の階層組織を見直し、役職定年を導入ないしは速めるとともに、組織をフラット化していく必要がある。</p>	<p>業務効率の改善や活性化を図るため、組織のあり方は見直していく考えです。(p16)</p> <p>役職定年は、現在のところ、導入する考えはありません。</p> <p>組織のフラット化は検討課題ですが、次期計画では、むしろ庁内分権等の観点から、組織の見直しを検討します。部長権限の強化、支所・出張所等の地域行政組織および本庁機能のあり方などを、主要な課題と考えています。</p>
16	<p>市民に対して協力をお願いして行く事項については、行政側の方針(縦割り行政を無くする)をかためておかなければ、市民の協力を得られなくなり、計画が絵に描いた餅になりかねない。</p>	<p>次期計画では、すべての職員が危機感を持ち、一丸となって行財政改革に取り組んでいくよう、共有すべき改革目標を明確にするほか、職員の意識改革を積極的に進めます。(p10、p17ほか)</p> <p>また、計画素案の「組織機構の改革」では、市民の信頼を獲得するため、縦割り行政を是正する観点からの、組織機構の見直しを進めます。(p16)</p>
17	<p>組織・人事の大変革なくして、プライマリーバランスを達成できるのか。ただし、希望退職募集に至らないように。</p>	<p>組織の簡素化や職員の定員適正化は、財政健全化の必須条件と考え、計画素案では、組織簡素化や職員数の適正化を重要な柱としています。(p16、p17ほか)</p> <p>併せて、外部委託の推進や効果的な人員配置や人材の活用などに努めます。(p13ほか)</p> <p>なお、現在、本市のプライマリーバランスは赤字にありますものの、更に健全財政化を進める計画にします。</p>
18	<p>P15の(11)受益者負担の適正化で、使用料・手数料については、この施設を作るために 億円かかり、年間の維持費に 万円かかっているの、「使用料・手数料は、 円にします。」と明示して受益者負担を値上げの方向にもっていったらどうか。</p>	<p>適正な受益者負担は、行財政改革の重要な課題と考えています。(p15)</p> <p>参考までに、主要な市施設の維持管理コストは、本年度から公表しています。また、次期計画の「情報提供の取組」のうち、「行政コストの状況」では、主な業務コストの公表を検討しています(p18)。さらに、職員提案でも類似の提案がされています。</p>
19	<p>施設の利用効率化 協働について</p> <p>現在、公民館等の利用については様々な特例が設けられ、利用料を払わずに使用できるケースが多々存在するが、市としての収入向上、また指定管理料の削減のために、特例を撤廃することが必要である。</p> <p>特例を認める場合も、NPO法人に限る等、市民協働を図る方策が必要である。</p>	<p>施設利用に伴う使用料減免なども含め、受益と負担の公平を確保するため、受益者負担の適正化に取り組めます。(p15)</p> <p>NPO法人等の施設利用に係る支援のあり方は、施設の設置目的等を踏まえながら、今後検討することとしています。</p>
20	<p>P15の(12)の収入増対策のイで、民間企業的な発想(公用車にも広告を載せる等)と形振り構わない姿勢も強調しておく。また、積極的に進めるためには、常に市民から、高松市の収入増対策についてHPから提案してもらおう等の一文も加えてはどうか。</p>	<p>行財政改革の推進に当たり、民間の経営理念に学ぶべきところは学ぶことを基本姿勢としています。(p9)</p> <p>市の公共施設など市有財産や市の広報・ホームページに広告掲載を認め、収入増を図ることは、本年度から制度化しています。これまでに、広報紙やホームページ、納税通知書等で広告収入を得ています。公用車の側面利用も含め、さらに拡大させます。(p12)</p> <p>行財政改革に限らず、市政に関するご意見等は、市のホームページを通じて、いつでも受付できる体制をとっていますので(市ホームページ 市政の広場 ご意見箱)、次期計画では、このような仕組みの活用を検討します。</p>
21	<p>財源の確保に民間企業的な発想を積極的に取り入れ、自主財源を拡充することは必要だと思えます。また、広報紙やHPに広告など、他者から資金投入を求めるには、業務そのものの活性化(魅力ある事業)にも役立つと思えます。</p>	<p>経費の節減とともに、収入増を図ることが重要と考えています。(p15)</p> <p>市の公共施設など市有財産や市の広報・ホームページ等に広告掲載を認め、収入増を図ることは、本年度から制度化しています。これまでに、広報紙やホームページ、納税通知書等で広告収入を得ています。引き続き拡大を図ります。(p15)</p>
22	<p>市民の安全・安心のための公共工事は、合目的性および安全性を備え、かつ、経済的なものを作るには、優秀な技術者なくしてはできない。</p> <p>国・県・コンサルタント等を退職した優秀な人材を嘱託で雇用して、体制を整える。</p> <p>香川大学の工学部とタイアップして、優秀な人材を確保して、十分な養成を図る。</p>	<p>合目的性や安全性を備え、経済的な公共工事を実施するためには、それを企画・設計し、監理監督するための優れたノウハウを有するスタッフが必要です。</p> <p>これまで以上に、職員の能力開発等に積極的に取り組みます。(p17)</p> <p>外部委託や嘱託雇用なども考慮したうえで、必要な人材の確保を検討します。</p>

<p>23 行財政改革を推進する市職員の人材育成のあり方、内容について、より具体的なコミットを期待したい。 今後の行政には、地域のあり方に対するこれまで以上の高い見識や企画力、そして、従来型の行政実務に止まらない新たなノウハウの蓄積が求められる。市職員の目指すべき新しい姿を示すことが改革の推進に当たって重要である。</p>	<p>改革の担い手となる職員の企画力や実務能力の向上が必要であると考えています。そのための意識改革や能力開発等を、従前にも増して、積極的に進めます。(p17ほか) このうち意識改革に関連し、計画管理の手法について、部局ごとの進行管理を導入し、健全な比較競争を促すとともに、庁内における改善・改革を活性化させる考えです。(p6ほか)</p>
<p>24 職員提案制度を積極的に運営するとあるので、進行管理をする。現場で仕事をしている職員がいろいろと感じたこと、不都合なこと等必ずあるはずだから、見ざる・言わざる・聞かざるではなく、積極的に先頭に立って改善・改良を進めてほしい。建前でなく本音で意見を出し、そのことが認められるような事業等になればムダ等がなくなるのでは。</p>	<p>優れた提案はできる限り採用し、実施する方針で、職員提案制度を運用しています。 次期計画でもこの方針に沿い、現場で働く、多くの職員が日常業務のムダや不効率に目を向け、改善・改革が一步でも進むよう、職員に対する働きかけを積極的に行います。(p18)</p>
<p>25 少子高齢化と言いながら、なかなか改善されるような事業がみえてこない。若い人達の本音の意見を聞かないと実のあるものにならない。</p>	<p>職員提案の募集では、斬新な発想の提案を求めるため、新規採用職員など若手職員に対する働きかけを重視しています。 行財政改革に関する市民の皆さんのお考えやご意見は、市民等で構成する委員会やパブリックコメント、アンケート等を通じて、幅広くお聴きします。(p7, p20ほか)</p>
<p>26 内輪の自己評価と自己監視だけでなく第三者の評価と監視を導入することは特に評価できると思いましたが、今後の行政運営に積極的に外部委託と民間活力を導入することもいいと思います。しかし、導入に際して、やもすると採用基準がコスト面だけに重視されて目的を達成するための内容が伴わないことが予想されます。 『公共工事の見直し』の中に総合評価方式の入札制度とありますが、全てのアウトソーシングがこうあるべきではないでしょうか。まず、目安の予算額を提示した上で成果目標や業務内容などを提示し、目的を達成するための事業内容や計画と実施予算をご提案いただき、内容とコスト両面で評価すべきだと思います。選択する側は、市民に対して選択の者としてのリスクを背負い、最も安い物でなく、優れたサービスや事業を提供する物を選ぶようにしてください。</p>	<p>第三者機関による評価や監視、意見等を踏まえながら、行財政の改革を進めること、改革業務に対する事後対応やフォローをすることが必要と考えています。(p18ほか) 民間活力の導入に当たっては、経費節減だけではなく、サービス等を提供する法人や団体等の適格性やサービス等の品質も考慮しなければなりません。そのため、公共工事では総合評価方式の導入を進め、指定管理者の選定では第三者機関による選考体制を整えることとしています(p14, p18ほか)。また、民間事業者に対する業務仕様の提示では、要求水準やリスク分担等を明確にすることが重要と考えています。</p>
<p>27 - 3 評価監視等の体制で市民委員等で構成する行財政改革推進委員を引続き設置し、その中に事務事業評価委員会(仮称)および委託化業務監視評価部会(仮称)を設置するとしている。これに加えて公認会計士等専門家による外部監査委員を設け、事業運営の的確性について評価監査してもらうことが有効ではないか。</p>	<p>市では、平成11年度から公認会計士による包括外部監査を導入しています。これまで16の財務その他の事業が対象とされ、その結果はホームページ等で公開するとともに、指摘事項等の改善・是正に努めています。 なお、現在、市が設置している行財政改革推進委員会は公認会計士2名を含めて構成し、専門の立場からの意見等をいただいています。このような体制は、継続する予定です。(p18)</p>
<p>28 旧高松市および合併六町の中で、ボランティアに依頼している事業を全て集計し、再度再検討する。(出来れば、市全部で継続していきたい。)</p>	<p>市民との「協働の推進」に積極的に取り組むこととしています。(p19) 市民との協働については、合併地区を含め、現在のボランティア活動を継承・発展させるため、別途「NPOと行政との協働に関する基本計画(改訂版)(案)」等において把握し、適切な支援や協働による取組を推進することとしています。 旧市内35地区では、既に地域コミュニティが設立されています。これからは、市民やNPO、地域コミュニティが、従来型の行政または公的サービスのあり方を変革する可能性を持っていると考えています。なお、地域コミュニティについては、合併地区での設立を目指すとともに、育成に努めます。</p>
<p>29 行政の行政のための行財政改革にならない為に、10年後20年後の魅力のある高松を明確にした 具体的なビジョン(総合計画)を市民にまず提起し、それを実現するために 各部局の基本政策と政策目標を決めて、その目標達成のために 各課の個別行動計画と成果目標を設定すべきだと思います。 本行革の実施対象となる19年度からの3か年の高松市の具体的な基本総合計画はどこにあるのでしょうか?この基本総合計画を実現するための各部局の基本政策方針はできているのでしょうか?その基本政策方針が総合計画実現のために有効であるかどうかを審査し、また、進捗状況を確認チェックするのは何処で誰が行うのでしょうか。 の行政内で決まった計画の推進実施については行財政改革計画の中で行政内部と第三者機関でダブルチェックするとなっていますが、前提となる総合計画と政策計画の整合性を確認、チェックする仕組みについては何ら記載されていません。 から まで全てのストーリーがあって、高松市の発展、市民サービスの向上に繋がるといいます。 と の結びつきについても本改革案の範疇に入れないと無駄のない効率的で有効な行政政策にならないのではないのでしょうか? から のプロセスは是非、今回の改革計画案の対象にしてください。</p>	<p>総合計画と行財政改革計画は、計画書としては別個のものであり、市のすべての計画は総合計画基本構想に基づくものであり、次期行財政改革計画も総合計画の分野別計画となります。ただし、行財政改革計画は、行財政システム全般にわたる改善・改革に係る枠組と具体的な行動計画を明らかにする計画として、他の計画にも増して、重要な役割を担うものです。(p9) 新しい総合計画は平成20年度からスタートさせます。次期の行財政改革計画は、現行の総合計画に基づき、平成19年度からスタートとしますので、新総合計画との関係では、すり合わせを十分にしながら検討を進めています。新総合計画基本構想の中では、都市経営の理念を掲げますが、その柱となる施策として、行財政改革を位置付ける想定です。 次期の行財政改革計画では、「各課の個別行動計画と成果目標」については、全体計画の内訳として整理しますが、部局ごとの進行管理を導入する考えから、その内容は部局単位で公表する予定です。(p6, p10ほか) 行財政改革計画の進行管理では、新たに部局進行管理を導入する予定です。部局間の健全な比較競争を促すとともに、改善・改革の取組みを活性化させることが目的です。総合計画と同様に、内部の総括的調整によるほか、市民および有識者等で構成する第三者機関(行財政改革推進委員会)において、取組状況等に対する意見をいただくこととしており、次期計画でもこの体制を継続する考えです。  【参考】総合計画基本構想の策定にあたっては、市民代表や学識経験者等で構成する総合計画審議会に諮問し、その審議を経る必要があり、市議会の議決により計画決定されます。また、施策事業の進行管理は、各施策事業を所管する担当課が、基本構想に沿い具体的な事業を企画し、庁内の総括調整を経て、予算の裏付けのある事業となり、実施します。実施した結果は、決算および主要施策の成果として、監査委員や市議会の審査を受ける、という手順やルールで行っています。なお、施策事業については、随時、事前または事中の事務事業評価の対象とし、必要な見直しをしています。</p>

30 行財政改革計画を「総合計画で定める基本構想を具体化する分野別計画」の一つと位置づけているが、計画の位置づけとして不十分である。当計画は総合計画推進を、効率的・効果的公共サービス提供、財政健全化の観点から補完するものであり、各分野別の計画と並列されるものではないと考える。	市のすべての計画は総合計画基本構想に基づくものであり、次期行財政改革計画も分野別計画となります。ただし、行財政改革計画は、行財政システム全般にわたる改善・改革に係る枠組と具体的な行動計画を明らかにする計画として、他の計画にも増して、重要な役割を担うものと考えています。(p 9)
31 指定管理者の指定について、原則として公募選定によるための環境整備への取り組み 選定過程の透明性・客観性等の確保は必要だと思います。	指定管理者の選定は、意欲と能力のある団体の参入を促し、施設サービスの魅力を高めるため、原則として公募選定による考えです。これまでに非公募で指定管理者を指名した施設については、次期更新の際には、公募選定できるよう環境整備を進めます。(p 13 ほか) 選定過程の透明性等を高めるため、第三者機関(指定管理者選定委員会)を設置し、選定候補者の選考をお願いしています。引き続き設置する考えです。(p 18)
32 市民やNPO法人等を公共サービスの提供に参画してもらうことは、限られた予算、人員の中で必要なことと思いますが、参画してもらうに当たっては、十分なサービスが提供できる団体なのかきちんと把握してほしい。	官民の役割分担の見直しや市民協働の推進は重要な課題ですが、併せて公的サービスの提供主体としての適格性も審査または考慮する必要があります。(p 19) そのため、指定管理者の選定に当たっては、適格性等を審査するため、第三者機関を引き続き設置するほか、外部委託等を実施した業務についても、事後の監視・評価等に当たる第三者機関を設置する予定です。(p 18 ほか)
33 ごみの細分化(30~40種類に分別する。)	資源を有効利用するうえで、ごみ分別は重要です。現在は、収集体制や業務効率も踏まえ、市民の方には7種類12分類の分別をお願いしておりますが、収集後、ごみ処理施設等で、機械分別や手作業分別によって、さらに分別を行い、リサイクルの推進等を図っています。 当面、さらなる細分化を市民の方にお願ひする考えはありませんが、業務効率の向上やリサイクル推進等の観点から、検討を進めてまいります。

### 行財政改革に関する意見

1 合併をして1年4か月が経過したが、山間僻地で高齢化の進む塩江地域住民はまだ戸惑いが見られる。行財政改革は、今後も進んでいく事が重要と考えるが、地域特性も考慮した温かい行財政改革であることを望む。	行財政改革は、基本的に特定の地域を限定して実施するものではありません。 行政の役割は、限られた財源を、地域特性も考慮しながら、必要とされる様々な施策に配分し、市民福祉の向上に資することにあります。そのためには、ムダ・ムラを排除するとともに、サービスの品質を向上させる中で、本当に必要な施策を実施できる財源を捻出しなければなりません。このような取組みを行財政改革として位置付けています。
2 「部局ごとの進行管理性の導入」「市民意識等の把握」は、特に、行財政改革におけるアカウンタビリティを高めるためには重要な課題だと思います。これらの具体論の展開を期待します。	所期の目的を達するよう努めますので、市民の皆さんのご支援とご協力をお願いします。
3 合併によるメリットで職員数の適正化は賛成ですが、人員配置を適切に行うことによって、時間外労働が減少し、支出金額が減少するのではないのでしょうか。	人事異動においては、人員および人材の適正配置に最大限、努めています。 総人件費を抑制する取組みとして引き続き、時間外勤務の縮減に積極的に取り組みます。(p 15)
4 行財政改革を行うことは、市民に対しても多少なりの負担をお願いすることになる。また、今後は地域コミュニティを中心として、市民の行政参加をお願いして行く事になるため、各地域在住の職員が自ら地域活動に積極的に参加して行く事が、市民の信頼を得ることになり、市民の協力も得やすくなるのではないのか。	市では、平成15年度から地域まちづくりサポーター制度をスタートさせています。現在、約90名の職員がボランティアの立場で、地域コミュニティ組織の結成やコミュニティプラン策定作業等に参画し、行政職員としての知識や経験等を活かしながら、地域活動を実践しています。 なお、計画素案の「協働の推進」に掲げる「NPOと行政との協働に関する基本計画(改訂版)(案)」の中では、職員の地域活動への参画も視野に入れ、協働推進に向けた意識改革に取り組むこととしています。 また、旧市内35地区で設立された地域コミュニティは、従来型の行政または公的サービスのあり方を変革する可能性を持っています。地域自治の考え方も視野に入れ、合併地区での設立とともに、地域コミュニティの育成に努めます。
5 高松市をひとつの「企業体」とみて、役職員ならびに市議会議員の方々は、今後とも緊張感をもってそれぞれの仕事に取り組んで頂きたいと思います。	行財政改革の推進に当たり、民間の経営理念に学ぶべきところは学ぶことを基本姿勢としていきます。(p 9) コスト意識の浸透など、職員の意識改革を徹底します。(p 17) このパブリックコメントで出された意見および市の考えは、市議会議員にも周知します。
6 「民間活力の導入」で生じる「余剰人員の見直し」「人的資源の再配分」「コストカット」等を明確にして頂きたいと思います。	民間活力の導入等に伴う、職員数の適正化計画や節減効果額については、できる限り明確に示す考えです。(p 5, p 10, p 15 ほか) 毎年度の人事異動において、人員の適正配置に最大限、努めています。 行財政改革計画の取組結果は、毎年度、市民の皆さんに公表します。(p 18 ほか)
7 業務の総点検や部局ごとの進行管理を取り入れるなど、新しい取組みもたくさん検討されており、この素案は積極的であり、評価できる。皆さんの取組みを応援している。	所期の目的を達するよう努めますので、市民の皆さんのご支援とご協力をお願いします。
8 自治体の専管事項は少なく、なんらかのかたちで国や県の関与が残されており、ほとんどの業務が上位団体との共管事項であると思うが、市民との接点が最も大きい地方自治体が市民ニーズをしっかりと把握し、市民と協働するかたちで改革に取り組む必要があると考える。	平成合併を経て、さらに地方分権は加速化します。本市も中核市となり、保健所業務など広範囲の業務を管轄するようになっていきます。市民生活に密着した行政サービスは、身近な市町村が担当すべきです。権限や財源委譲の問題もありますが、市民の安心・信頼を高めるため、行財政改革の取組みを通じて、良質で効率的な行政運営システムの構築を進めます。(p 8) 今後の地域行政サービスでは、市民との協働が必須と考えています。旧市内35地区では、既に地域コミュニティが設立されています。これからは市民やNPO、地域コミュニティが、従来型の行政または公的サービスのあり方を変革する可能性を持っていると考えています。なお、地域コミュニティについては、合併地区での設立を目指すとともに、育成に努めます。(p 19 ほか)